

津市監査委員告示第6号

監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、津市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年6月10日

津市監査委員 岡 部 高 樹
 同 前 田 勝 彦
 同 大 野 寛
 同 山 中 利 之

監査の結果及び講じた措置の内容

平成20年3月6日付津市監査委員告示第4号公表分

監査対象機関	市民部 市民交流課 高茶屋出張所
【監査の結果】 高茶屋出張所について、諸証明等手数料の指定金融機関等への納入は、週2回とされているが、当日に納入できるよう措置を指導した。	【措置の内容】 諸証明等手数料の指定金融機関等への納入は、当日に納入するよう改善措置を講じました。
監査対象機関	社会福祉法人 津市社会福祉協議会 (所管部局 / 健康福祉部福祉政策課)
【監査の結果】 市からの補助金の使用に当たり、経理上適切な科目の表示がされていないことから、用途の明確性が確保されるよう処理の是正を指導した。	【措置の内容】 平成20年度から人件費以外の仕訳伝票（研修費、賃借料、助成金他）に補助金の印（補）を明示しました。
監査対象機関	健康福祉部 こども家庭課
【監査の結果】 一部の園において、外出簿等に記載誤りが見られたので、是正を指導した。	【措置の内容】 市立保育園及び療育センターに対し、外出簿等の記載については、指導事項を踏まえ、改善しました。

監査対象機関	競艇事業部 競艇管理課
<p>【監査の結果】</p> <p>競艇事業収入のうち、場内使用料(売店使用料)及び雑入(電気・水道料金)において、毎月末収入未済額が発生していることから、納期内に納付されるよう指導されたい。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>該当する食堂の関係者に対し、納期内に納付するよう指導を行いました。</p>
監査対象機関	津なぎさまち内旅客船ターミナル指定管理者・株式会社日硝ハイウエー(所管部局/都市計画部交通政策課)
<p>【監査の結果】</p> <p>指定管理業務に係る経理において、勘定科目の設定と会計処理の一部を適切に行うよう指導した。</p> <p>施設の利用料金は、津なぎさまち内旅客船ターミナルの設置及び管理に関する条例第14条第1項で、「使用許可の際に支払わなければならない」と定められているが、施設の利用時に徴収されていたので、適正に措置されるよう指導した。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>指定管理用通帳の作成を指導し、確認しました。また勘定科目についての内容確認を行いました。</p> <p>交流広場の使用許可に係る手続方法を確認しました。</p>
監査対象機関	芸濃総合支所 総務課
<p>【監査の結果】</p> <p>当課所管の行政財産のうち、畑(現況地目/宅地)2筆については、分筆及び地目変更・所有権移転の登記がされていないため、速やかに登記を完了されるよう指導した。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>左記の市有地の未登記について、平成20年3月12日に全ての登記の処理をしました。</p>

監査対象機関	美里総合支所 総務課
<p>【監査の結果】</p> <p>行政財産使用許可について、使用料の調定がされていなかったの で、是正を指導した。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>調定の是正指導について、調定の事務処理 をしました。</p>
監査対象機関	美里総合支所 地域振興室
<p>【監査の結果】</p> <p>実行委員会方式による地域活動 振興事業（補助事業）について、 次のとおり指導した。</p> <p>平成18年度補助金は、交付決 定額をもって確定（精算）額とさ れているが、事実上精算に伴う剰 余金が発生していることから、津 市補助金等交付規則第13条の趣 旨を踏まえ、是正をされること。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>19年度から事実上精算に伴う剰余金は是 正しました。</p>
監査対象機関	美里総合支所 市民福祉課
<p>【監査の結果】</p> <p>（福）津市社会福祉協議会に対 する行政財産の使用許可について は、許可条件が十分でなく、不服 申立て等に係る教示もされていな いことから、是正を指導した。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>津市行政財産使用許可書の、許可条件、不 服申立て等に係る教示についての条文を整備 しました。</p>
監査対象機関	香良洲総合支所 総務課・香良洲老人福祉セ ンター・香良洲多目的ホール
<p>【監査の結果】</p> <p>サンデルタ香良洲において、多 目的ホール使用料等の現金を取り 扱っているが、現金取扱員が設置 されていなかったの で、是正する よう指導した。</p> <p>香良洲庁舎等維持管理事業で</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>現金取扱員の設置について、現金取扱員と して2名指名し、現金取扱員報告書を提出し ました。</p> <p>テレビ受信契約について、19年度契約台</p>

は、不要時の消灯をはじめ光熱水費等の節減に努められているが、テレビ受信契約台数の見直しを検討するなど、更なる経費削減に努められたい。

公有財産及び物品については、工業専用地域等に多くの未利用地を所有しているほか、マイクロバスの当年度利用日数も9月末日現在で8日と利用率が低いことから、これらの処分も含めた適切な利活用について検討されたい。

サンデルタ香良洲については、築後13年経過していることから、平成19年9月には空調設備が故障するなど、機械設備等の老朽化が進んでおり、施設利用者が安全・快適に利用できるよう、計画的な維持管理に努められたい。

交通安全母の会補助金については、2団体に交付されているが、補助対象経費及び剰余金の取扱い等が明確にされていないことから、今後の補助のあり方を検討されたい。

数6台のうち3台処分をして、20年度契約台数は3台としました。

未利用地について、一般競争入札等による売却などで約970㎡を処分しました。また、マイクロバスについて、交通不便な地域にとって重要な足になりますので、一層積極的な利用を図っていきます。

サンデルタ香良洲については、地域かがやきプログラム東部エリアの「地域連携による交流の推進事業」のなかで、「ユニバーサルデザイン推進のモデル地区づくり」として、リニューアルの計画が策定されました。

平成20年度から、「津市交通安全父母の会活動補助金に係る取扱いについて」(平成19年10月29日決裁済)により取扱います。

監査対象機関

香良洲総合支所 産業環境課

【監査の結果】

香良洲塵芥処理場の管理及び塵芥運搬業務の委託契約において、市の歳入となるべき資源ごみ売払

【措置の内容】

資源ごみ売払い収入の取扱いにつきまして、平成20年度の委託契約書から整備しました。

収入の取扱いに係る仕様を明確に定めるなどの措置を講じるよう指導した。また、受託者から、既定の仕様書による各種書類が提出されていなかったため、その履行を徹底させるよう指導した。

香良洲塵芥処理場の管理及び塵芥運搬業務の委託契約については、2号随意契約で締結されているが、業務内容も踏まえ競争入札への移行について検討されたい。

香良洲墓園の維持管理については、次のとおり措置されるよう望むものである。

ア 総区画数921のうち、平成19年9月末日現在139区画(同課提出資料による。)が未使用となっているが、合併により使用者の範囲が拡大したことから、効果的な情報提供により未使用区画の解消に努められること。

イ 墓園使用許可証において、使用权の承継をはじめ、重要な使用許可条件が示されておらず、また、墓園使用承継許可証の一部に不備が見られたため、これら許可証様式の見直しのほか、墓園使用に係る契約書の締結について検討されること。

各種書類の提出については、早速提出させました。

平成20年度から指名競争入札を実施しました。

本庁及び各総合支所関係窓口にてPRを依頼し未使用区画の解消に努めました。

墓園を管理している他の総合支所との関連もあり、条例、規則の改正等について関係課において検討中であります。

平成18年度の営農・生産団体育成事業補助金及び環境保全型農業推進事業補助金が、それぞれ同一団体に交付されているが、当該補助金の充当経費などに不適切な処理がみられたことから、その是正とともに、当年度補助金の交付額確定に際し、適正に審査されるよう指導した。

香良洲公園ほか2公園の除草等管理業務委託料は毎月支払われているが、受託者から毎月の委託業務実績報告書等が提出されていなかったことから、その履行を徹底させるよう指導した。

海岸及び公園等の松林の維持管理に伴い、24本の枯松伐倒処理が実施されているが、未処理（処理予定分を含む。）の枯松が20本確認（同課調べ。）されていることから、海岸等利用者の安全の確保等を図るべく、できる限り早期に処理を完了されるとともに、一層の松枯被害防止対策に努められたい。

香良洲町地内道路路肩除草業務の委託については、当年度から施工場所を2箇所分割して発注されたが、一括発注した平成18年

営農・生産団体育成事業補助金及び環境保全型農業推進事業補助金について、当年度補助金交付額の確定の際に適正な審査及び当該団体に対し指導等の措置を講じました。

委託業務実績報告書の提出について、受託者に対し、毎月の委託業務実績報告書を提出させ、今後においても必ず提出するよう指導等の措置を講じました。

海岸及び公園等の松林の維持管理について、枯松の未処理分のすべてを平成20年3月で処理を完了するとともに、松枯れ被害防止策として、老松40本を対象に樹幹に対し薬剤注入の措置を講じました。

平成20年度より当該業務については、津南工事事務所の所管となりましたが、業務委託については、予算の効率的な執行が図られるようしていきます。

<p>度契約に係る 1 平方メートル当たり単価相当額に比べ 1 . 5 倍以上増高したことから、予算の効率的な執行を図るため、分割発注の見直しについて検討されたい。</p>	
<p>監査対象機関</p>	<p>一志総合支所 総務課・とことめの里一志</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>平成 1 8 年 4 月 1 日及び平成 1 9 年同日付けの公衆電話施設の設置ほか 2 件の行政財産使用許可について、当年度使用料の調定を指導した。</p> <p>とことめの里一志送迎バス運行管理業務の委託契約について、受託者は毎月運行報告を提出しなければならない仕様の履行を、受託者に徹底されるよう指導した。</p> <p>普通財産について</p> <p>一志町井生地内の水路敷(面積 1 千 6 2 2 平方メートル)を、昭和 4 9 年当時から 1 平方メートル当たり月額 7 円でゴルフ場用途に貸付けされているが、現行賃料の価格の妥当性について検討の上、更新されたい。</p> <p>一志町史について、4 4 8 部(平成 1 9 年 1 0 月末現在。同課調べ。)の在庫を抱え、販売価格に換算すると、4 0 3 万 2 千円相当となることから、販売促進及び有効利用</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>定期監査後に、ただちに使用料の調定の処理をしました。</p> <p>受託者に対し、仕様の履行を徹底するよう指導し、その後は毎月の運行日報が提出されております。</p> <p>平成 1 9 年 1 2 月にゴルフ場の固定資産税の見直しがありましたので、新しい評価額にて算出した賃料で新たに契約書を締結しました。</p> <p>監査結果後に、販売促進のために広報津に一志町史販売の記事の掲載、また販売啓発のチラシを作成し公共施設の窓口に置くなどの措置を講じました。</p>

を図られたい。	
<p style="text-align: center;">監査対象機関</p>	<p style="text-align: center;">一志総合支所 地域振興室</p>
<p>【監査の結果】 地域活動振興事業（補助事業）について、次のとおり指導した。</p> <p>ア 平成18年度補助金が充当された、実行委員会による電飾設營業務等に係る契約は、随意契約で締結されているが、契約の目的及び内容等に照らし、できる限り競争性を確保されるよう、津市補助金等交付規則第9条の趣旨を踏まえ、補助事業者に対し、必要な指導・助言をされること。</p> <p>イ 当年度の「納涼盆おどり大会事業」について、実績の報告及び精算が遅延していたことから、今後は適切に処理されるよう、補助事業者に対し、必要な指導・助言をされること。</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>実行委員会に対し、ご指摘を受けました事項について、事業担当課を通じて、次回の事業の実施に際しては、見積もり合わせを行う等、競争性を確保するよう指導いたしました。</p> <p>実行委員会に対し、事業担当課を通じて、今後、適正な処理を行うよう指導いたしました。</p>
<p style="text-align: center;">監査対象機関</p>	<p style="text-align: center;">一志総合支所 市民福祉課</p>
<p>【監査の結果】 高岡老人憩いの家の指定管理について</p> <p>津市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例第6条に定める使用料について、指定管理者の減免措置により市に納入されていないが、当該措置は市長の権限に属することから(同条例第7条)、是正さ</p>	<p>【措置の内容】</p> <p>減免申請書の提出は、一志総合支所市民福祉課福祉担当へ提出するよう指導しました。</p> <p>監査日以降の減免申請書については、市民福祉課へ提出されております。</p>

れること。

指定管理者から、同協定書及び仕様書に基づく防火管理者、消防計画及び消防設備保守点検結果等を市に報告するよう徹底されること。

老人クラブ事業補助金について平成18年度補助金の3倍から4倍を超える相当額の剰余金を生じている団体があることから津市補助金等交付規則第9条の趣旨を踏まえ補助金のあり方を検討されたい。

監査時においては、防火管理者、消防計画及び消防設備保守点検結果報告の提出がなされておりましたが、提出の指導をしましたところ、後日提出がありました。

高齢福祉課にて剰余金の基準についての確認をし、その内容を各単位老人クラブ会長に対し剰余金抑制についての指導をしました。

監査対象機関

白山総合支所 総務課

【監査の結果】

白山庁舎等維持管理事業では、不要時の消灯をはじめ光熱水費等の節減に努められているところであるが、テレビ受信契約台数の見直しを検討するなど、更なる経費削減に努められたい。

【措置の内容】

テレビ受信契約台数について、契約台数の見直しを行い、3台の契約削減の措置を講じました。

監査対象機関

美杉総合支所 産業建設課

【監査の結果】

産業振興補助金について、一部事業において補助金の充当が適当でない経費が見られたことから、補助金の交付決定に当っては、内容を十分に審査し、慎重に取り扱われるよう望むものである。

【措置の内容】

当該補助金の経費について、補助対象外経費として変更承認申請の際に処理しました。